

(概要版)

松 戸 市 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 計 画 (策定案)

(平成 24～26 年度)

平成 24 年 3 月

松 戸 市

障害者自立支援法

～障害のある人の自立を支えるためのポイント～

- 1 障害のある人が利用する福祉サービスを一元化
障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害のある人が必要とするサービスを共通の制度で提供する。
- 2 障害のある人がもっと「働ける社会」に
働く意欲のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉施策の充実を図り支援する。
- 3 限られた地域の社会資源の活用
市町村が地域の実情に応じて障害福祉に取組み、障害のある人が身近なところで一元的にサービス等が利用できるよう支援する。
- 4 支給決定の透明化、明確化
サービス支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。
- 5 増大する福祉サービス費用等に係る財源の確保
利用者が負担能力に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させていく。

障害福祉計画（第3期）

I 障害福祉計画の概要

1 第3期計画策定の趣旨（背景）

松戸市では、障害のある人もない人も支えあい、共に生きる地域社会の実現を目指し、平成10年に「松戸市障害者計画」を策定し、

「～いきいきと安心して暮らせる社会を目指して～」を基本理念とし、松戸市の関連計画との整合性を図りつつ、国・県の施策と連携し、諸施策を展開してきました。

平成18年4月、従来、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とする障害者自立支援法が施行されました。

こうした障害福祉を取り巻く施策や環境の変化に対応するため、「松戸市障害者計画」の見直しを行い、平成19年3月に「松戸市障害者計画」を改訂しました。

また、障害者計画の見直しと併せ、障害者自立支援法に基づく法定の計画である第1期障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）、第2期障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）を策定し、障害福祉サービス等に係る数値目標やサービス見込量を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めています。

第2期計画が本年度をもって終了することから、第1期計画及び第2期計画の実績や障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度末の数値目標を設定し、引き続き、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備することを目的として、第3期障害福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき、国の定める「基本指針」に即し、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。

本計画は、松戸市障害者計画の基本理念を踏まえ、併せて基本施策との整合性・連携が図られたものとしてします。

3 計画の理念と目的

松戸市障害者計画に掲げる基本理念「～いきいきと安心して暮らせる社会を目指して～」を計画の理念とします。

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労、地域での自立した生活を希望する人に必要な支援を地域全体で支えられるよう、それぞれの数値目標を設定し、併せて必要な障害福祉サービス等の見込み量を示し、支援・整備の進捗状況や様々な課題を把握しつつ、支援体制の整備を図ることを目的とします。

4 計画の期間

この障害福祉計画は、数値目標を設定した平成26年度末に向け、第1期計画と第2期計画の実績及び本市の実情を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とします。

■計画期間

年度 障害福祉計画	18	19	20	21	22	23	24	25	26
【第1期計画】	→								
【第2期計画】				→					
【第3期計画】							→		

Ⅱ 第2期計画の実績

○ 障害福祉サービスの実績

年 度 サービス名		21年度		22年度		23年度		単 位
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
訪問系サービス	居宅介護	7,307	7,564	8,345	8,196	9,675	10,856	時間/月
	重度訪問介護							
	行動援護							実人/月
	同行援護	486	380	539	425	600	527	
	重度障害者等 包括支援							
日中活動系サービス	生活介護	8,954	8,066	9,504	7,965	11,572	15,228	(上段) 延人日 /月 (下段) 実人/月
		407	401	432	460	526	878	
	療養介護	124	62	155	28	186	30	
		4	2	5	1	6	1	
	自立訓練	15	40	30	25	45	38	
	(機能訓練)	1	2	2	2	3	2	
	自立訓練	90	85	225	259	330	574	
	(生活訓練)	6	4	15	16	22	37	
	就労移行支援	220	212	330	230	440	675	
		10	11	15	15	20	45	
	就労継続支援	0	0	44	154	110	208	
	(A型)	0	0	2	10	5	13	
	就労継続支援	2,706	2,348	3,608	2,636	3,828	3,283	
	(B型)	123	117	164	152	174	187	
	児童 デイサービス	1,458	1,625	1,566	1,811	1,686	2,145	
	243	244	261	268	281	280		
短期入所	891	830	957	851	1034	689		
	81	85	87	90	94	83		

居住系サービス	共同生活援助	(58)	19	(66)	20	(74)	70	実人数 ／月
	共同生活介護		59		56		19	
	施設入所支援	119	303	144	293	233	318	

○ 地域生活支援事業（必須事業）の実績

年度 事業名	21年度		22年度		23年度		単位
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	年間
後見制度利用支援	2人	11人	3人	18人	4人	20人	
障害者生活支援	30人	42人	33人	50人	36人	54人	
コミュニケーション支援	800	746	830	835	850	770	回数／月
日常生活用具給付							年間
介護訓練支援	35	31	40	24	45	37	
自立生活支援	135	86	145	82	155	105	
在宅療養等支援	50	80	55	60	60	54	
情報・意思疎通支援	90	58	95	81	100	90	
排泄管理支援	6,300	7,435	6,400	6,530	6,500	9,135	
居宅生活動作補助	6	4	8	2	10	5	
移動支援	2,760	2,661	2,895	2,837	3,030	2,181	時間／月
	184	185	193	205	202	174	実人／月
地域活動支援	1	1	2	1	2	1	箇所
センター（Ⅱ型）	133	337	161	448	177	331	実人／月
地域活動支援	12	14	16	19	20	22	箇所
センター（Ⅲ型）	185	224	233	189	281	331	実人／月

○ 地域生活支援事業（その他事業）の実績

年度 事業名	21年度		22年度		23年度		単位
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
福祉ホーム	1	1	1	1	1	1	箇所
	2	1	5	1	8	1	実人／月
訪問入浴サービス	168	160	180	193	210	180	回／月
	28	30	30	23	35	33	実人
更生訓練給付	6	4	8	6	10	5	人数
知的障害者職親委託	5	5	5	5	5	4	人数
日中一時支援	2,100	2,253	2,240	3,192	2,520	3,672	時間／月
	70	66	80	80	90	76	実人／月
生活サポート	36	0	36	0	36	0	時間／月
	2	0	2	0	2	0	実人／月
奉仕員養成（手話）	30	31	20	26	30	31	実人
〃（要約筆記）	20	13	20	13	20	12	
運転免許取得助成	10	7	10	6	10	5	実人
自動車改造助成	7	10	8	9	9	6	実人

※実績については、平成21年度は年度末、平成22・23年度は10月末時点での実績値です。

※地域生活支援事業23年度実績のうち、単位が「年間」の部分は年度の実績見込値です。

Ⅲ 松戸市障害福祉計画(第3期計画)の目標値等一覧

障害福祉サービス等の提供を通して目指す平成26年度の目標値

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
第1期計画作成時点の施設入所者	297人	平成17年10月1日の施設入所者数
H26年度までに施設からグループホーム等に移行する人の数	30人	【目標値】 地域生活移行者数

2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

第1期計画作成時点の退院可能な精神障害のある人の数	163人	第1期計画作成時点の推計値
平成26年度までに減少を目指す目標人数	399人	【目標値】

3 福祉施設から一般就労への移行

現在の年間一般就労移行者数	2人	第1期計画作成時点において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
H26年度の年間一般就労移行者数	20人	第1期計画作成時点での4倍以上を目標

障害福祉サービス・相談支援の見込量

サービス名		実績	見込量			単位
		23年度	24年度	25年度	26年度	
訪問系	居宅介護	10,856	11,290	11,742	12,211	時間／月
	重度訪問介護					
	同行援護（※）	527	547	570	593	実人／月
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	15,228	15,837	16,471	17,129	延人日／月
		878	913	950	988	実人／月
	療養介護	30	300	360	420	延人日／月
		1	10	12	14	実人／月
	自立訓練（機能訓練）	45	40	41	43	延人日／月
		3	2	2	2	実人／月
	自立訓練（生活訓練）	574	597	621	646	延人日／月
		37	38	40	42	実人／月
	就労移行支援	675	702	730	759	延人日／月
		45	47	49	51	実人／月
	就労継続支援（A型）	208	216	225	234	延人日／月
		13	14	14	15	実人／月
	就労継続支援（B型）	3,283	3,414	3,551	3,693	延人日／月
		187	194	202	210	実人／月
	児童発達支援	センタ	1	1	1	延人日／月
		—	80	80	80	実人／月
		事業所	2	3	4	箇所
			76	84	93	実人／月
	放課後等ディサービス	事業所	13	14	15	箇所
			243	270	300	実人／月

	短期入所	689	717	745	775	延入日／月
		83	86	90	93	実人／月
居住系	共同生活援助	70	73	76	79	実人／月
	共同生活介護	19	20	21	21	実人／月
	施設入所支援	318	299	281	264	実人／月
相談 支援	計画相談支援	6	32	65	130	実人／月
	地域移行支援		15	24	30	実人／月
	地域定着支援		9	14	18	実人／月

地域生活支援事業の見込量

事業名	23年度	見込量			単位
		(箇所数・実施の有無)			
		24年度	25年度	26年度	
障害者相談支援事業	2	2	2	2	箇所
地域自立支援協議会	有	有	有	有	設置
基幹相談支援センター	無	無	有	有	設置
成年後見制度利用支援事業	20	24	27	30	箇所
障害者生活支援事業	1	1	1	1	箇所
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	設置
居住サポート事業	有	有	有	有	設置
手話通訳者設置事業	2	2	2	3	箇所
手話通訳者等派遣事業	956	960	960	960	件
介護訓練支援用具	37	50	55	60	件
自立生活支援用具	105	160	160	160	件
在宅療養等支援用具	54	65	70	75	件
情報・意思疎通支援用具	90	105	110	115	件

排泄管理支援用具	7,569	7,800	7,900	8,000	件
居宅生活動作補助用具	5	10	10	10	件
移動支援事業	2,181	2,094	2,366	2,673	時間数／月
	174	171	193	218	実人／月
地域活動支援センターⅠ型	—	1	1	1	箇所
	—	12	15	18	実人／月
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	1	箇所
	331	345	345	346	実人／月
地域活動支援センターⅢ型	22	22	22	22	箇所
	331	340	345	350	実人／月
福祉ホーム	1	1	1	1	箇所／年
	1	1	2	3	実人／月
訪問入浴サービス	180	191	191	191	回／月
	33	35	35	35	実人／月
更生訓練費給付	5	2	2	2	実人／年
知的障害者職親委託	4	4	3	3	実人／年
日中一時支援	3,672	5,471	6,565	7,878	時間／月
	76	126	151	181	実人／月
生活サポート	0	3	3	3	時間／月
	0	1	1	1	実人／月
手話通訳奉仕員養成	31	30	30	30	実人／年
要約筆記奉仕員養成	12	20	20	20	実人／年
自動車運転免許取得助成	5	6	6	7	実人／年
自動車改造費助成	6	7	8	10	実人／年

◎ 事業説明

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス事業名	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事や家事の援助・介助を行います。
重度訪問介護	居宅において重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
同行援護	移動支援（外出時の介護を含む）及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス事業名	サービス内容
生活介護	常に介護等の支援が必要な人に、昼間、施設等で食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を行います。
療養介護	病院等において医学的管理の下、常時の介護を必要とする人に、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援などの必要な介護や訓練を行います。

<p>自立訓練 (機能訓練、生活訓練)</p>	<p>地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持向上等のため、理学療法・作業療法によるリハビリテーションやコミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援など、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>一般就労を希望し、就労するための知識・能力の向上や企業等とのマッチング(実習や職場探しなど)を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる65歳未満の人を、サービス期間(標準的な利用期間24ヶ月)を限定して必要な訓練や指導を行うサービスです。</p>
<p>就労継続支援A型 (雇成型)</p>	<p>就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人に、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行うサービスです。</p>
<p>就労継続支援B型 (非雇成型)</p>	<p>就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人に、雇用契約を締結しない就労や生活活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図るなどを行うサービスです。</p>
<p>児童発達支援</p>	<p>日常生活における基本的な動作の指標、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>放課後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うサービスです。</p>
<p>短期入所</p>	<p>居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。</p>

(3) 居住系サービス

サービス事業名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労をしている又は就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係わる事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を実施するサービスです。
共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人に、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの必要な介護・支援等を実施するサービスです。
施設入所支援	夜間において入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の相談支援等を障害者支援施設で提供するサービスです。

(4) 相談支援事業

サービス事業名	サービス内容
計画相談支援	障害者（児）の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく計画的な支援をする。
地域移行支援	長期入院者等を中心に退院する者を対象として、住居の確保などの相談を支援する。
地域定着支援	地域移行後の常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因した緊急の事態に対する支援をする。

2 地域生活支援事業

事業名		事業内容
相談支援事業	障害者相談支援	障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。
	地域自立支援協議会	地域の相談支援事業を効果的に行うため、相談支援・サービス事業者、雇用など関係機関のネットワークを構築し、地域における障害のある人を支える仕組みづくりの中核的な役割を果たす協議機関です。
	成年後見制度利用支援	権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要な知的障害のある人、精神障害のある人に対して、後見等の申立ての支援を行います。
	障害者生活支援	障害のある人やその家族等の就労・金銭管理・衣食住に関する特別な問題等を専門的職員により必要な支援を行います。
	相談支援機能強化	相談支援機関に、専門職（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、専門的な指導、助言等の支援を行います。
	居住サポート	地域での生活を希望する退院（退所）可能な障害のある人に賃貸住宅等の入居に必要な諸手続きに係る支援を行います。
コミュニケーション支援	聴覚、言語、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳・要約筆記などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。	

日常生活用具給付等	重度障害のある人の日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付・貸与して日常生活を支援します。
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等の障害のある人の身体介護を支援するための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器、移動・移乗支援用具等の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、通信、情報受信装置、ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字文書読み上げ装置等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ等の障害のある人の排泄管理を支援するための衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活の環境整備を図るため、住宅の床の段差解消や手すりの設置等をするための改修費用
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加における外出等のための移動を個別に支援します。
地域活動支援センター	障害のある人に、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに施設の類型に応じて各種の訓練等を行います。
支援センター I 型	基礎的事業のほか、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。

	支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	支援センターⅢ型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が、地域における障害のある人のために通所による援護事業を実施します。

IV 計画の推進に向けて

1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

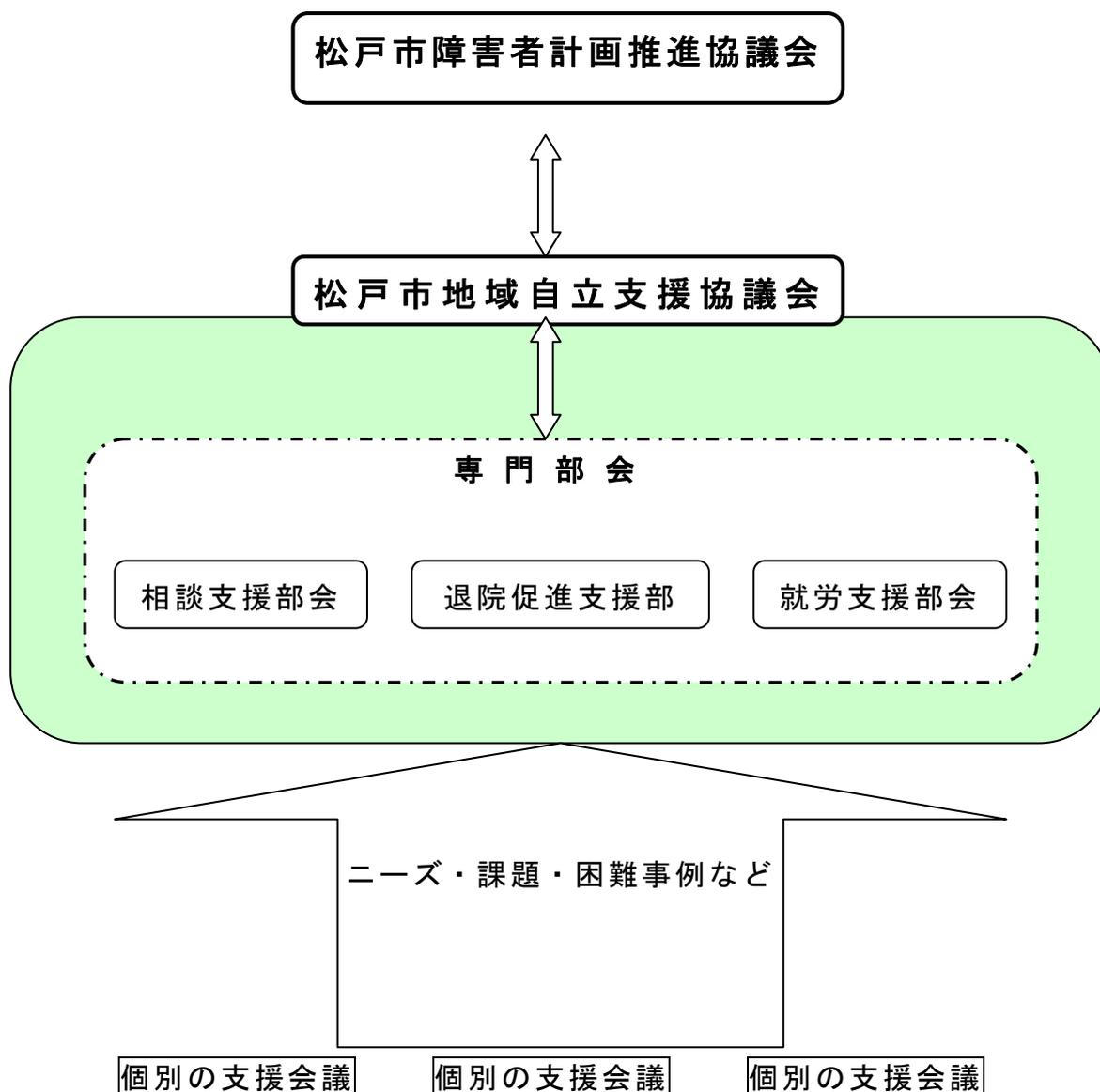
松戸市地域自立支援協議会は、相談支援をはじめとする障害福祉サービスのシステム創りに中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、平成20年度に相談支援・就労支援・障害福祉サービス・保健医療・教育雇用・当事者関係など障害福祉に精通する関係者を構成員として設置しました。

協議会においては、相談支援部会や退院促進部会など体制づくりに必要な専門部会を立上げ相談支援体制の整備や精神障害のある人の退院促進に向けたシステムづくりなどの取り組みを行うなど、障害のある人の地域生活支援体制づくりの原動力となっています。

平成21年度には、就労支援部会を設置し、体制整備を図りました。

松戸市障害福祉計画の推進にあたり、地域自立支援協議会と連携し、官民協働による障害者支援体制の構築を図っていきます。

松戸市地域自立支援協議会の体系図



2 計画達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況については、年度ごとに達成状況を点検し、障害者団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者等で構成される「松戸市障害者計画推進協議会（障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会）」に対し障害福祉計画の進捗状況等の報告を行い、計画の評価・意見を求め、計画の推進に努めます。